

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うテレワーク実施期間延長について

新型コロナウイルスに罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は政府による「緊急事態宣言」発令を受け、お客様、お取引様、従業員の安全を第一に考えると共に、新型コロナウイルスの感染拡大防止への社会的責任を果たすべく、2021年1月11日(月)から3月7日(日)までの期間、一部の事業所において原則テレワークを実施しておりますが、今般の「緊急事態宣言」の延長決定を受け、テレワーク実施期間を3月21日(日)まで延長することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、やむを得ず出社が必要な場合、部門内の出勤率を1日あたり30%未満といたします。また、緊急事態宣言発令地域を発着とする出張は原則禁止といたします。

### 1. テレワーク対象事業所

本 社（東京都港区） …2021年1月11日(月)から3月21日(日)まで

※実施期間については政府及び地方自治体の要請並びに、感染拡大状況を鑑み適宜、見直す可能性があります

### 2. お客様、お取引先様へのご対応について

- 1) お客様、お取引先様との面会は原則 Web(リモート)にてご対応させていただきます。
- 2) 緊急事態宣言発令地域におけるお客様、お取引先様との会食等は控えさせていただきます。

上記体制により、代表電話等の応答、電子メール等のご対応に時間が掛かる場合がございますので、予めご了承ください。ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、政府および地方自治体の方針に基づき、感染拡大防止に努めてまいります。

以上